

〈記録〉

建国初期中国における「知」の再編

—体験者に聞く政法院校の院系調整—

吉川 剛・砂山 幸雄

解題1：中華人民共和国建国初期の「院系調整」の概要と歴史的意義（砂山）

解題2：建国初期における政法院校の枠組形成（吉川）

座談会発言記録：建国初期における法学教育および政法院校の院系調整に関する諸問題

【解題1】中華人民共和国建国初期の「院系調整」の概要と歴史的意義

「院系調整」とは、中華人民共和国建国まもない時期に行なわれた「高等院校」（単科大学と総合大学の総称）の全国規模での再編を指す。建国当初までの中国の大学は、南京国民政府の大学組織法（1928年制定）にもとづき、「大学——学院——系」の体系が維持されてきた（大学と称することができるのは3つ以上の学院を備えたものに限られ、それ以外は単科大学としての学院であった）。しかし、中国共産党は1950年には「旧教育の改造」と新中国の建設に求められる人材養成とを目的として院系調整の方針を固め、知識分子の思想改造運動および三反運動を経た1952年4月から全国的な大学の再編成に乗り出したのだった。

院系調整では文字通りの学院・系レベルの「調整」にはとどまらず、大学間の大規模な統廃合、大学の下位管理運営組織としての学院の廃止、系の再分類と細分化などがおこなわれ、それまでの中国の大学制度はまったく面目を一新した。従来の小規模私立大学・学院は吸収合併された、燕京大学や輔仁大学など外国とのつながりの深い名門大学も姿を消した¹。総合大学が減少し、ソ連モデルに従って専門人材を効率的に養成する単科大学が増加した。また、「重理軽文」と表現されたように、経済建設に必要

1 何東昌主編『当代中国教育』（上）当代中国出版社、1996年5月、33頁～35頁。

とされた工学などの理系の人材育成に重点がおかれ、これとは逆にブルジョア科学と批判された社会学や政治学、文化人類学などの系は廃止された。この院系調整の過程を通じて、中国共産党の大学管理と知識分子の思想統制に及ぼす影響力は格段に強化された。

以上の院系調整全体の経緯については、わが国では大塚豊の研究²がある。大塚の研究は中国教育史研究の立場から、教育制度としての大学制度が中華人民共和国になってからそれ以前とどのように変わったのか分析したもので、この問題の研究が遅れていた中国の研究者も参照する先駆的な研究である。中国で院系調整に対する研究者の関心が高まったのは、1990年代に入ってソ連が解体し、鄧小平の「南巡講話」を契機とする市場経済改革が中国の高等教育体制にも波及するようになったのちのことであろう。従来の計画経済のもとで維持されてきた縦割りの行政管理体制が改革され、各地の高等教育機関の多くは地方政府のイニシアチブのもとで再編がすすめられた。これはのちに「共建、調整、合作、合併」の八字方針に要約されることになった。その中で、かつて解体された総合大学が、単科大学の合併・併合によってふたたび甦ったかの観を呈するようになった。この90年代の全国規模での大学再編を「再度の院系調整」と呼ぶこともある³。大学の規模拡大、「世界一流」を目指した教育・研究体制の改革など、中国の大学の目を見張る変貌はその後のことと言ってよからう。このような現実を前にして中国の研究者も、かつての院系調整のあり方に関心を向けはじめ、21世紀に入ってから関係する論文数も増えた⁴。それらの多くは、中央における政策決定過程と実施過程を跡づけるものか、あるいは各領域、各地方の高等教育機関の再編を実証的に明らかにするものが大部分であり、院系調整を歴史的な事象としてその当時の政治的、社会的、文化的なコンテキストの中で位置づけて検討するには、まだ機が十分に熟していないのかもしれない。しかし、20世紀後半に中国の大学がおかれた独特

2 大塚豊『現代中国高等教育の成立』玉川大学出版部、1996年の第3章「[院系調整]-大学組織の再編成-」。

3 楊東平『艱難の日出-中国現代教育の20世紀』文匯出版社、2003年、287頁。

4 教育史の観点からの専著としては、胡建華『現代中国大学制度的原点-50年代初期の大学改革』南京師範大学出版社、2001年がある。胡には「建国初期中国における教学改革-1950年代の[院系調整]と[専業]設立にみる旧ソ連モデルの影響」『名古屋大学教育学部紀要』第42巻第1号、1995年もある。

のありかたは、民国期のそれとの断絶を考える上で重要であるばかりでなく、当時の中国の政治文化に深い刻印を残し、現在にいたるまで中国の大学や「知識人」の存在様式に様々な影響を及ぼしているように思われる。日本でも研究を深める必要がある所以である。そのため、今後の院系調整の研究を進める上で、次のような諸点に留意すべきであろう。

第一に、各専門分野と関連分野において、各分野における各大学の学院・系の統廃合のみならず、そこに在籍した教授陣の移動、専門分野の変更などまで含めて検討する必要があるということである。民国期の終わりごろには、中国の有力大学では、海外留学を経て教育にあたってきた中心的な教授たちが、自らの学生たちを育成して学術知の再生産システムを形成する段階にいたっていたと考えられる。それらが、院系調整のなかで、どのように扱われたかを検討する必要があるだろう。例えば、1930年代、40年代に中国の政治学界を背負って立っていた清華大学政治学系の学者たちはどうなったのであろうか⁵。

第二に、政治と知識人の関係という中国共産党の政治をめぐる重要な主題のなかで、院系調整の過程を再検討してみる必要がある。共産党が主導した院系調整に対し、知識人たちは最初から従順であったわけではない。1950年6月の第1次全国高等教育会議において、教育部長馬叙倫が最初に院系調整の提案をおこなった際には、大学側の強い反発に逢着していったんは挫折した形となった。当時、清華大学教授で、著名な社会学者、リベラリストとしても知られた費孝通は、大学人自身の手で大学を改造しようと、積極的な発言を行っていたのだ。知識人からこうした自主性を奪うことになったのが、その後には展開された思想改造運動であり、院系調整はこの運動の嵐が過ぎ去った後に開始され、短期間のうちに目標を達成することに成功した。いったい思想改造と院系調整とはどのような関係にあったのであろうか⁶。また、院系調整の結果、知識人の知的自立性は完全に削がれてしまったのだろうか。

5 院系調整による政治学系の消滅への関心から遡行して、消滅した民国期中国の政治学とはどのような特色をもっていたかという問題に迫ったのが、孫宏雲『中国現代政治学的展開—清華政治学系の早期発展（1926至1937）』生活・読書・新知三聯書店、2005年である。

6 于鳳政『改造』河南人民出版社、2001年、123～138頁は、1950年の院系調整提案の挫折を、大学における思想改造運動を必要とした理由の一つとして叙述している。拙編著『世界冷戦のなかの選択』（新編原典中国近代思想史第7巻）岩波書店、2011年の第6章「思想改造」の解説でも、于の見解を踏襲している。

第三に、ソ連型システムの中国への導入という視角からの検討も必要であろう。すでに大塚が指摘しているように、1952年の段階で導入されたソ連の大学に範をとった「学長責任制」（ないし「一長制」）は、その後、「党委員会指導下の校務委員会責任制」へと変容していった。これは、国営企業の管理体制とパラレルの変化といえるが、これ以外にも中国の大学独自の諸制度が生み出されていった。こうした中国独自の制度への変容を促した中国の大学、あるいは大学を取り巻く環境の特質とはなんであったのだろうか⁷。

（砂山幸雄）

【解題2】建国初期における政法院校の枠組形成

1947年の中国における大学は207校を数え、このうち政法関連の学院や系を備えたものは63校であった⁸。1949年には大学205校のうち政法院系は53校となった⁹。51年には、政法院系は36校まで減少し¹⁰、52年および53年の院系調整を経て8校となった¹¹。新中国建国に至る過程にあっては、都市部の「接管」（接收・管理）の時期があり、例えば「中共北平市委関於大学的处理方案向中共并華北局、総前委的請示」（1949年3月10日）および「中央批示」（同年3月17日）によれば、北平（当時）における大学の調整合併を実施する際は、条件が熟した場合には合併とし、急いではならないなどの慎重な態度がとられていた¹²。

7 鮑嶠『学問與治理：中国大学知識現代性狀況報告（1949-1954）』学林出版社、2008年は、「後發近代化国家」としての中国が置かれた特殊な環境から、建国初期の大学改革全般を分析した興味深い研究である。

8 司法部教育司「1949年～1958年政法教育大事記」（1984年4月）、霍憲丹『中国法学教育的發展與轉型（1978-1998）』法律出版社、2004年8月第1版所収、275頁～284頁。同書285頁～293頁所収の司法部教育司劉和正、羅華俊等執筆の「我国高等法学教育的發展概況」（請求意見稿1984年9月）も参照されたい。

9 中国教育年鑑編集部『中国教育年鑑（1949～1981）』中国大百科全書出版社、1984年第1版、265頁。

10 「表1：1949-1989年全国高等政法院校與全国学校師生情況对照表」、中国法律年鑑編集部『中国法律年鑑1989』法律出版社、1990年3月第1版、1104頁。

11 中国法律年鑑編集部『中国法律年鑑1988』法律出版社、1989年3月第1版、99頁～101頁。

12 中共北京市委党史研究室・北京市档案館編『北平的和平接管』北京出版社、1993年12月第1版所収、401頁～406頁。また「北平市軍管文管会関於接管後各機關旧人員处理問題的報告」（1949年3月1日）、同書395頁～397頁、「中共北平市委関於私立大学的处理辦法向中共并華北局的請示」（1949年3月9日）、同書398頁～400頁も参考されたい。

(1) 中国政法大学と新法学研究院について

1948年11月、華北人民政府に司法幹部訓練班が設けられ、県級以上の司法ならびに行政幹部100名あまりの訓練が実施された¹³。平山司法幹部訓練班の正式な開学は1949年1月15日、華北司法部第二處處長の陳守一が責任者である¹⁴。4月1日、中央法律委員会は新法学研究会、法律学校の創設、法律出版物の刊行を決定した。6月7日、華北人民政府は司法人材の育成を目的に北平政法学院創立を決定した¹⁵。校名については「政法学院」、「政法学院」とするかの議論があったという¹⁶。だが8月4日「華北人民政府關於北平政法学院改為政法大学的決定」が下された¹⁷。中国政法大学は創設段階では4部編制が検討されていたが、新法学研究会の新法学研究院が、旧朝陽大学の校地に設置されることとなり、3部編制となったという。そのため中国政法大学と新法学研究院の2枚の看板が掲げられることとなった。12月からは毎週1期とする機関誌「政法大学」が発行された¹⁸。新法学研究会はその発起人大会が6月26日に開催され¹⁹、8月20日には人民に服務する新法学人材を養成するとして新法学研究院が研究員を募集している²⁰。中国新法学研究院の正式な発足としては、1950年1月4日に開学式典が開かれ、革命政権における司法業務の向上、旧社会の司法人員の改造、新たな司法業務要員の養成の任務を担うものであった²¹。

大学の統廃合をめぐるのは「華北高等教育委員会關於南開、北大、清華、北洋、師大等院系調整的決定」がある。これによれば、南開大学政経学院は財経学院と改め、財政系を増設し、政治系を取り消す。清華大法律系は

13 熊先覚「法大身名始末」『比較法研究』、2003年第1期所収。

14 張希坡「解放戦争時期“中央法律委員会”の変遷及其工作成就：兼評对中共中央废除国民党「六法全书」指示的某些不实之詞」『法学家』、2004年第6期所収。(106頁～112頁)

15 「華北人民政府決定創辦北平政法学院 謝覺哉為籌委會主任委員」、『人民日報』、1949年6月10日

16 熊先覚、前掲。同「中国法学教育之變遷」、薛君度・熊先覚・徐葵主編『法学搖籃朝陽大学』増訂版東方出版社、2001年1月第1版、126頁～136頁。中国人民大学法学院院史編寫組『中国人民大学法学院院史（1950-2010）』中国人民大学出版社、2010年9月第1版、8頁～9頁参照。

17 中央檔案館編『共和国雛型：華北人民政府』西苑出版社、2000年3月第1版、424頁

18 熊先覚、前掲「法大身名始末」。

19 「中国新法学研究会発起人会 討論建設新法律 通過暫行簡章成立籌委會」、『人民日報』、1949年6月30日

20 「造就服務人民的新法学人材 中国新法学研究院 招收研究員」『人民日報』、1949年8月21日

21 「法学研究院成立 沈鈞儒院長等致詞，号召旧司法人員徹底改造思想，成為人民的司法工作者」『人民日報』、1950年1月5日

取り消しとされた。清華大法律系の学生は同校各系あるいは北大法律系または政法学院への転入とされた²²。

(2) 「四院六系」の枠組形成について

建国期にあって、法律関連の大学などの教育機関には二つの役割が期待されていた。一つが政府と司法部門の人員向けの学習・訓練班であり、これは短期、輪番などの各種方式で実施された。また一つが本科、研究部などでの教育である。こうした点から華北人民政府の平山司法訓練班が中国政法大学に組み入れられ、それがさらに華北大学、華北人民革命大学などと合併・併合がなされ中国人民大学が創設された。また北京大学などの法学院法律系などを統廃合して、北京政法学院が新設された²³。華東政法学院は、1952年11月に復旦大学、南京大学、安徽大学、震旦大学、上海学院、東呉法学院の法律系と復旦大学、南京大学、滬江大学、聖約翰（セント・ジョーンズ）大学（Saint John's University）の政治系が合併し、設立され、1953年には廈門大学法律系も、これに併合された²⁴。西南政法学院は四川大学、重慶大学、重慶財經学院、輔仁学院の法律系が合併され、設立された。1953年に雲南大学法律系、政治系が併合された。中南では中原大学政治学院が1950年6月19日に同財經学院との合併が決定された。1951年1月19日の院長会議にて合併などの方案が検討されたが、その後、三反・五反運動などの展開に伴って、司法改革運動および国家政権を強固にするために、政法幹部の養成が急務となり、中南軍政委員会は中原大学政法学院を成立させることを決定したという。合併前の政治学院を基礎に政法学院を拡大し設置した。この政法学院を基に中山大学、広西大学、湖南大学の政法系を統合し、1953年4月6日に正式に中南政法学院が設立された²⁵。武漢大学法学院は法律系とされ、政治系を吸収、教学改革を経て保留とされた²⁶。なお1954年の全国政法教育会議で北京大学、復旦大学法律系が復活され、西

22 中央档案馆編、前掲書420頁

23 北京大学については李貴連等編『百年法学：北京大学法学院院史』北京大学出版社、2004年4月第1版が詳しい。北京政法学院は中国政法大学校史編写組編『中国政法大学校史』中国政法大学出版社、2002年5月第1版がある。

24 蔣曉偉『上海法学教育史研究』法律出版社、2008年3月第1版、109頁～110頁。

25 蕭伯符主編『中南政法学院史稿（1948-1994年）』武漢大学出版社、1995年第1版、21頁～32頁。

26 霍憲丹、前掲書278頁。

北京大学司法専修科が法律系に改められ、「四院六系」の枠組が形成された²⁷。これら政法学院には「幹部部」が設置され、大行政区県級の政法幹部の訓練が実施された。在職司法幹部の訓練、養成については、1950年5月に中国政法大学一部を基礎に中央司法幹部輪訓班が成立されたが、翌51年には新法学研究院に合併となった。同年7月20日政務院第94次政務会議によって「關於筹設中央政法幹部学校方案」が批准され²⁸、新法学研究院は中央政法幹部学校²⁹に組み入れられた。

(3) 座談会について

本稿で紹介する座談会は、こうした政法院系の調整を自ら体験したり、調整直後の政法院系で学んだ老法学者に、当時の状況を語ってもらったものである。以下に座談会の基本データを記しておく。

実施日時：2009年3月4日（水）10:00～11:30

場所：中国政法大学法律史学研究院（張晋藩研究室）

参加者：張晋藩教授、孫国華教授（中国人民大学）、王遂起教授、李青准教授、砂山幸雄教授、吉川剛准教授

記録：李群（中国政法大学博士課程）

座談会テーマ：建国初期における法学教育および政法院校の院系調整に関する諸問題

座談会参加者のプロフィール

張晋藩教授：1930年生まれ。遼寧省瀋陽出身。中国人民大学法律系研究生卒業。國務院第二屆（1985年～1991年）学科評議構成員。中国政法大学副学長、研究生院院長、1987年国家重点学科法制史学リーダー〔帶頭人＝原文、以下同じ〕に選ばれる。中国政法大学終身教授、博士生指導教授、法律史学会の專業顧問、中国法文化研究科会長などの社会的職務も兼ねる。

孫国華教授：1925年生まれ、華北陽原出身。中国人民大学法学院教授、博士生指導教授、博士学位授與機構責任者〔博士点主持人〕。高級法官培

27 曹義孫・胡曉進編著『三十年中国法学教育大事記（1949～1978）』中国政法大学出版社、2010年6月第1版、112頁。

28 「政務院政治法律委員会 關於筹設中央政法干部学校方案」『人民日報』、1951年8月4日

29 曹義孫・胡曉進、前掲書31頁。

訓センター、国家法官学院、吉林大学、中国政法大学、中央政法管理幹部学院、北京市政法管理幹部学院、南京師範大学、陝西省委党校など多数の教育機関にて兼職、客員教授。

王遂起教授：1962年から2000年、北京政法学院、中国政法大学にて民法教学と研究職務に従事。この間、中国政法大学教務処処長、経済法系主任、金融法研究センター主任など行政部門指導的業務を務める。現在、中国政法大学北京校友会監事長、中国市場学界保護企業合法權益専門家委員会専門委員。

(吉川 剛)

【座談会発言記録】

李青：本日は、日本の愛知大学から砂山先生、吉川先生が、建国初期中国における院系調整に関する研究のため、中国にお越しになり、張晋藩先生主催の下に孫国華先生、王遂起先生をお招きして、当時の院系調整について座談会を開催する運びとなりました。先に中国の三人の先生方から、お話を伺い、その後、愛知大学からの質疑とさせていただきます。

張晋藩：それでは始めましょう。孫先生と王先生は、50年代には法学教育業務に従事されておりましたので、当時の状況については、とりわけ精通されています。

孫国華：もっぱら法学教育のことでよいのでしょうか。

張晋藩：主として法学、法学教育、院系調整および知識分子の状況についてお話し下さい。

孫国華：法学教育について述べれば、1949年から1957年までは上昇期というラインを押さえねばなりません、つまり法学、法制建設は上昇時期でした。1957年以後は曲折した発展時期に入ります。法学教育は1949年3月、4月から、華北人民政府は朝陽大学³⁰を接収管理することを決定し、中国政法大学を設立するための準備を行います。これは現在の中国政法大学ではなく、謝覺哉が校長を務めた、あの中国政法大学です。

中国政法大学の正式な設立は1949年11月で、四部から構成されています。

30 朝陽大学は1912年に設立された。詳しくは薛君度・熊先覚・徐葵主編『法学插籃朝陽大学』増訂版東方出版社、2001年1月第1版所収の王郁驄「校史志略（一）」など参照。

した。一部は在職の審判（裁判）幹部の短期学習、学習期間は3、4ヶ月。二部は旧朝陽大学高年次の学生および再募集した年齢がわりと高い学生、同様に短期学習であり、学習期間は8～12ヶ月。三部は旧朝陽大学の学生と新規募集の年の若い学生です。張晋藩先生は当時中国政法大学三部に入学されており、ここでは、学生を、将来において法学研究に従事する人材として育成するものでした。四部は新法学研究院です。中国政法大学は、旧朝陽大学所在地に打ち立てられました。旧朝陽大学は日本の法学界との関係がかなり深く、朝陽大学の法学部の教授の多くは、日本から法学を学んだのであり、日本またはドイツから勉強した、その学風や伝統、根源は非常に深いのです。中国政法大学が成立して半年後、中央は1950年初めに中国人民大学の設立を決定しました。中国政法大学の一部と四部は政法幹部学校に組み込まれ、二部と三部は中国人民大学に組み込まれました。この二部が中国人民大学法学専修科となり、短期学習の性質をもちます。三部は後の中国人民大学法律系となります。

当時あっては「新」を求めることが普遍的に認識されており、「旧」のものはよろしくないと考えられていました。そのことは、中でも主として、中共中央が発布した「關於廢除国民党的六法全書與確定解放区的司法原則的指示」³¹に反映されています。六法を廃棄することは、当時としてはやはり必要であり条件でもありました。解放区が成立して長年になり、すでに独自の発展を示していました。旧法を批判することは、それは旧法が新たな情況に適應しないからです。しかし問題の一つに古い法律文化を無視することがあり、旧法を全面否定しました。旧法的一切を軽視する、つまり旧法は不要である。批判は分析を有するものであるが、軽視、蔑む場合は異なります。「左」の思想の影響を受けて、古い法律法科の大学に、そこには古い法律を教える人員が含まれます、対処したことには、問題も存在しています。だが、建国初めの状況の場合では、そうとは限りませんでした、例えば陳璟昆は朝陽大学の教授ですが、延安に来て、後に華北人民法院の院長を務めました。副院長の賈遷

31 中央档案馆編『中共中央文件選集第18冊（1949年1月至9月）』中共中央党校出版社、1992年第1版所収。

邦訳およびその解説は、浅井敦『中国憲法の論点』法律文化社、1985年、55頁～58頁を参照。

も朝陽大学を卒業していました、他にも王斐然も副院長を務めました。彼らはいずれも旧法人員であり、このため建国初期は旧法人員は依然としてかなり重視されていました³²。

1950年になってから、「左」の思想が不断に蔓延し、法律ニヒリズムが現れだし、院系調整もこの影響を受けました。北京では、いくつかの大学の法律系およびその他の系を基礎に北京政法学院と人民大学法律系のみが残され、上海には華東政法学院が、重慶には西南政法学院が、武漢に中原大学法律系（後の中南政法学院）が創設され、東北には東北人民大学法律系が設立され、西南には西南政法学院が設立、後れて西北には西北政法学院³³が設立されました。これ以外で、法律系をやる大学はなくなりました。

それぞれの大学法律系の教材は（当時の）ソ連の法学教材を用いており、ソ連の専門家を招いて授業を行っていました。ソ連からの専門家は人民大学で教えていました。人民大学法律系のソ連の専門家は20名をくだりません。彼らはソ連の法学教育体系を中国に持ち込んでいました³⁴。私と張晋藩教授は当時、人民大学が正式に成立して以来、法律系の第一期研究生であり、こうした環境の下で法律を勉強したのです。その他の大学における法学に関する教学は人民大学が教員をその大学に派遣して学生に教え、その他の大学からは人民大学に教員を派遣し、勉強した後、本務校に戻って、学生に教えていました。当初は、全国の各大学法律系はソ連の教材を用いていました。1954年以後は、ソ連の教材の基礎の上に人民大学が自ら編んだ教材を使って講義を行い始めました³⁵。1955年には、前年に憲法が制定されたことに関連して、各大学法律系は憲法を普及させるための論文が発表されました。1956年は法学の発

32 建国前後の裁判制度については次が参考となる。國谷知史「建国期の裁判制度」『季刊中国研究』第5号所収、1986年5月。

33 1958年9月に、中央政法幹部学校西北分校と西北大学法律系が合併され、西安政法学院として設立された。『中国法律年鑑1987』840頁。

34 教材の翻訳は、政法・財經科目は中国人民大学が主担であった。「中央高等教育部領導高等学校及有關機關進行蘇聯高等学校教材翻譯工作」『人民日報』1952年12月26日。

35 1952年から1956年末までに出版された翻訳教材は1393種類であった。楊秀峰「堅持學習蘇聯的方針」『人民日報』、1957年11月6日。また1956年までに翻訳された旧ソ連の法学著作と教科書は165種類であった。また各政法院系は数十種類の教材を編纂したという。詳しくは張友漁主編・王叔文副主編『中国法学四十年』上海人民出版社、1989年8月第1版、5頁参照。

展はかなり盛んとなり、法学界は法律の継承性についての問題に関する討論が展開され³⁶、張晋藩教授もこの分野の論文をお書きになっています。

20世紀50年代初めには「左」の問題がいくらか存在していましたが、法学教育は発展していたのでした。「左」の問題は重視されていなかったため、1957年以後は状況がひどくなるばかりでした。

ここでは、たたき台となる話をしました。続いては王遂起教授に話してもらいましょう。

王遂起：主に中国政法大学の状況についてお話しいたします。

中国政法大学は1984年6月3日に成立しました。その前身である北京政法学院は1952年の院系調整の時に設立されたのです。

孫国華：院系調整は二度ほどあり、最初が1952年、次いで1953年に小さな調整があったようです。

王遂起：1952年の院系調整の場合、北京政法学院に調整された学部学科には、北京大学法律系と政治系、燕京大学社会学系、清華大学政治系があります。

院系調整の原因は二つあり、一つは新中国の成立後、生産力が解放され、経済復興はとても速く展開され、上部構造は経済建設の需要に適應すべきであったことです。もう一つの原因は、プロレタリア人民民主專政を強固にしなければならないことに対する必要に、旧来の大学および法律系はその段階の発展に適應できないため、調整すべきであったからです。

中共中央は、政法・財經について院系を適切に集中化させ、大いに整理する通知をだしました。教育部は中央の指示決定に基づいて、「各大区は条件を具える場合には政法院校を一つ単独で設立し得る」との原則に照らして、各大区にあっては条件を備えた際に政法学院を設立させることを決定しました。当時の中国には東北、華北、華東、中南、西南、西北の六つの大行政区³⁷があり、後の政法大学となる最初の設置は、こ

36 宮坂宏「中国における法の継承論について：社会主義法の過渡期の型態にふれて」『早稲田法学会誌』13巻、135頁～161頁。西村幸次郎「中国における旧法不継承の原則」『早稲田大学大学院法研論集』第4号、65頁～104頁。土岐茂「五〇年代中国における法の継承性論争の展開課程：法の論理と政治の論理の交錯」『早稲田法学会誌』第35巻（1984）、225頁～253頁。

37 1950年11月から1954年6月まで用いられた行政区画。

のように配置されました。

1952年8月23日、北京において北京政法学院準備委員会が成立し、その参加単位は党、政府、司法機関および合併された大学となっています。その中には中共中央政法委員会、最高人民法院華北分院、北京大学、清華大学、燕京大学の六つの単位の参加が含まれます。合併された院系には北京大学の法律系と政治系、清華大学政治系、燕京大学社会学系があります。

準備委員会参加者は11名おり、その中に銭端升、当時の北京大学法学院院長、最高人民法院華北分院院長の韓幽桐もおり、他にも当時、年配の教授であった費青、比較的若い教師の嚴景耀や雷潔琮、行政幹部の於振鵬、劉昂、健在であった戴錚、陳伝綱などです。準備委員会の構成員で現在も健在である方は少なくなりました。同年11月11日に開催された第4回準備会議において、北京政法大学準備活動が完成したことが宣言され、北京政法学院が成立されました。

北京政法学院は五つの部分から構成され、旧北京大学法律系、政治系、旧清華大学政治系、旧燕京大学政治系の大部分の教師と学生、旧輔仁大学社会学系社会民政専門の少数の教師と学生、旧北京大学の一部の行政職職務人員〔行政人員〕、さらに華北人民革命大学から異動してきた部、処、室を担当した一群の老幹部たる指導幹部がいました。

全校教職員数は200名あまり、学生は600人あまりでした。北京大学からは190人が来ました、このうち教員は28人が来ました。これには銭端升、費青、芮沐、楼邦彦、龔祥瑞、呉之椿、呉恩裕、黄覚非などの教授が8人、このうち健在なのは芮沐のみです。准教授では汪暄、楊翼驥、陽法魯、王利器など4人、講師に潘漢典、朱奇武、程篠鶴、金德耀などの5人がいました。当時は講師のポジションは重要です。助教には羅典榮、張國華、余叔通、陳光中、潘華衍などの11人がいます。

燕京大学からは8人が来ました。ここには雷潔琮、嚴景耀、張錫彤、徐敦璋、陳芳蘭などの教授が5人、夏吉生などの教師が3人います。清華大学からは9人来ました。

北京政法学院の教職員を主として北京大学から来た方々です。学院の成立時は高等教育部と華北行政委員会による二重指導を受けていましたが、1954年には司法部の指導に変わりました。

銭端升先生が初代院長を務め、戴錚が代理副院長を担当し、劉昂が教務長を担当、雷潔琮と費青が副教務長を担当しました。

大学指導層の構成から見ると、党の系統以外には、行政機構系統の指導〔行政指導〕には党外人士が担当するよう配置されていました。

北京政法学院の正式な開校は、1952年10月24日です。学院成立時の校地は北京市東城区沙灘の北京大学旧址に置かれました。北京政法学院の図書および教学資料も北京大学からもたらされたものです。北京政法学院と北京大学の淵源はとても深いものです。

内務部部长謝覺哉、教育部部長の馬叙倫、そして法制委員会、華北行政委員会などからの方々が、学院の開学典礼に参加され、学院の看板は毛沢東主席が書かれたものです。

北京政法学院成立の意義はかなり大きく、当時、新中国が成立したばかりであったことから、この学校ができたことで、政法教育の視点から見た場合、政法幹部の育成に対して果たした、その貢献は非常に大きかった。1952年の創立の日から今に至るまで、育成した政法幹部は10万人あまりを数え、もちろん大部分は1984年からの中国政法大学が育成したものです。中国政法大学には博士、修士課程、学部本科生、通信教育、業余教育があります。大学運営レベルも多層構造であり、育成速度もかなり速い。出身者には、裁判機関である法院での指導幹部もかなり多く、検察機関にあってもかなり多く、公安系統は少ない。他にも弁護士も多く、わずかに北京地区だけでも、中国政法大学育成した弁護士はおおよそ数千人の数が見込まれます。

教学情況についてももう少し述べましょう。当時の教学思想から見てみると、主として旧法統の廃棄であり、すなわち旧社会の法律体系、法律思想に対する廃棄、廃止です。その具体的表れが国民党の六法を廃棄し、新中国の法律体系を打ち立てることを明確に提起したことになります。しかしながら、新中国の法律体系を構築することは、長い過程なのです。社会および経済制度から見てみると、それは、計画経済体制および階級闘争をかなめとする政策を実施したことと関係があります。例えば、計画経済の実行は、生産品が計画によって分配され、計画分配は政府によって完成されることから、法律が調整を行うことを必要とせず、経済法、

民法、商法は問題外の話なのです。当時の課程名称は「政策と法律」であり、まずもって政策を重んじるのです。

孫国華：当時、日本から学んだ際には「法政」と呼称されていたが、建国後に「政法」に改められました。この二つは、その区別があるのです。「法政」は現代政治における要求を反映しており、政治は法律の制約を受けることが強調されます。「政法」ではいかなる法律問題もすべて政治と相互につながり、政治の問題を先に解決すべきなのです。二つの呼称は、それぞれに道理をもっているのです。

王遂起：階級闘争をかなめとすることは、党のある時期ごとの政策によって社会関係を調整すること、法律あるいは、全くもって法律のみによって社会関係を調整してはならないことを、主として強調します。階級闘争をかなめとすることは、主として社会におけるプロレタリア独裁に対する犯罪を取締り、摘発することです。計画経済体制および階級闘争をかなめとすることに基因して、新中国における真なる社会主義法制を確立するにあっては、長い過程を必要とすることが決定づけられたのです。社会主義法制を真剣に構築することは、改革開放以後において、階級闘争をかなめとすることから、経済建設を中心とすることに転換され、計画経済は市場経済へと変わり、この時になって、ようやく比較的完備し、系統だった法律制度・法律体系が本当に必要とされるようになったわけです。このことから、北京政法学院は、改革開放以前では、最も強力な学科陣容を誇ったのは刑法、刑事訴訟法なのであって、当時、私は民商法を教えていましたが、重視されていませんでした。当時は教材もなく、教師自ら『民事政策と法律』という名の教材を編集したのです、文字にして10万字あまり、とても薄い小冊子です。ひょっとして、今でも図書館にあるかもしれません。

孫国華：文革期間では、刑法すらも重んじられなくなりました。北京大学から出された『対敵闘争策略』が、刑法の教材にとってかえられたのです。

王遂起：1952年に北京政法学院が成立したばかり頃の教学問題に、再び戻って話しましょう。教学組織から述べれば、研究室と輔導室に分けられます。当時の北京大学、清華大学の老教授を組織して研究室を作り、主に旧法に対する批判を行い、同時に彼らに新中国の法律制度を研究させ、

受け入れさせたのです。当時、「座班制」を実行していました。それは、毎日一緒に座って、それぞれの来歴を語るものです。輔導室は青年教師を組織して学習にあたらせるものです。なぜなら教員は講義をせず、授業をするのは専門家や指導幹部が講義をし、教員はただ輔導などの助言指導をするのです。学生の学習について言えば、プログラムには講義聴講、討論、実習、試験ないし考查、論文作成などの五つの段階があります。

1952年に院系調整が開始されてからすでに50年あまりがたち、現在の中国政法大学における教学能力は非常に強力であり、教員における骨幹・支柱となる隊列も形成されており、このことは1952年の院系調整およびその後に歩んだ道と関係があります。もちろん、後になって形成されたすぐれた学科もあります。そこには張晋藩教授の法制史専門課程がありますが、これは全国でもナンバーワンの学科であり、張晋藩教授はこの学問・学科の第一人者です。

張晋藩：院系調整の問題について少し補足いたしたいと思います。当時、院系調整は主に「旧を改める」〔改旧〕と「新たに打ち立てる」〔立新〕というものでした。「旧を改める」の根拠は総合性大学はあまりに大きく、専門課程の発展に不利であったのです。当時の北京大学には文、法、理、工、農、医の専門課程がありました。医学院を分離させ、独立専門の医学院とさせ、農学院は専門の農業大学として成立させ、工学院も分離させました。北京大学は文理学院のみになったのです。これこそは「化整为零」（全体を分散させる）なのです。一つの総合性大学をいくつかの専門の単科大学に変えたのです。

孫国華：清華大学も工科大学のみとなり、社会学、法学の専門課程はいずれも無くなってしまいました。

張晋藩：さらにはいくらかの新しい大学が創立されました。新中国の成立後、最初に創立され、その代表的存在になったものこそが中国人民大学です。それはマルクス・レーニン主義理論、政治経済学、哲学、中国革命史、中国党史などの学科を中核に据えた大学です。1950年3月に創立され、1950年10月、正式に開校されました。開学の日には劉少奇副主席、朱総司令も開学典礼に参加されました。さらに述べれば、1954年に北京大学法律系が正式に復活されました³⁸。当時、人民大学には法律系があ

り、なぜさらに北京大学に法律系を設置する必要があったのでしょうか。後に東北人民大学法律系³⁹も設立されました。これは吉林大学法律系の前身です。このことは「ソ連に学ぶ」にいささか抵触する問題です、人民大学法律系は教条主義がひどすぎるとみなされ、「一面倒」（一方に傾倒）して「ソ連に学ぶ」とみなされたのでした。中国の実践から出発して、中国の特色ある法律系を打ち立てることが望まれました。これこそが北京大学法律系成立の原因です。

1950年に開始され、1954年に至って院系調整は基本的に完成されました。もし1950年に開始された院系調整が「化整为零」であるとすれば、最近数年の院系調整はこそは「化零為整」（分散したものを一つにまとめる）であります。例えば北京大学医学院をまた再び北京大学に戻りました。現在は「化整为零」したため、大学があまりに分散され、小さくなりすぎたので、大学の規模は、世界的レベルにあっては、総合大学の規模を構成できず、現在再び1950年の院系調整前の状態にもどってしまっています。

中国人民大学の成立後には重要な措置がとられました、それは大学院生〔研究生〕の養成です。1950年7月、8月に、中国人民大学は200名前後の大学院生を募集し、これら大学院生はいずれも教員として養成されました。彼らをして「工作機械・マザーマシン」としたのです。

さらに知識分子改造の問題について述べましょう。建国以後、知識分子の改造は、老教授、老専門家から年若い学生までを対象とし、一人の例外もなく思想改造が行われました。この改造は自発性と一定程度の強制を結合したものであり、自発性を主としていました。老教授は旧社会から来たのであり、改造しなかったら業務活動に適應する方途はなかったのです。年若い学生もやはり家庭や社会環境の影響を受けており、改造しなかったら世界観や人生観をしっかりと打ち立て得ないでした。改造目的は唯物主義の世界観および人民のために服務し、革命と建設の

38 1952年の院系調整で北京大学法律系は廃止されたが、1954年に復活された。

39 1950年3月31日に東北人民政府の決定に基づき、東北行政学院を東北人民大学と改め、司法科を法律科に変更した。詳しくは姜朋「東北人民大学法律系早期歴史述略（1950-1953）『法制興社会發展』、2007年第3期（総第75期）、118頁～125頁。

ために服務するという人生観を樹立することでした。1950年6月に私は華北人民大学に進み、後に中国政法大学三部、そして中国人民大学大学院生に至るまで、ずっと思想を改造しました。思想改造の総括こそは過去の自己を否定し、新たな自己を打ち立てることなのです。

孫国華：いったい人はなぜ生きているのか、人の価値はどこにあるのか。この教育の印象は深いものがあります。

張晋藩：この教育は今に至ってなお効果があります。なぜなら一人の人間として、業務や仕事における価値指向は自分のためなのか、社会のため、それとも集団のためなのかを問う。この印象はとても深い。他にも道德教育があります。集団のために公の物を大切にする。この道德教育も非常に深く入り込みます。

王遂起：司法部教育司の司長である余世通は、かつて中国政法大学で教員をしていましたが、ある年の春節（旧正月の節句）に、彼は中国政法大学党委書記に対して「あなたが教えている立場、観点、方法は今にあっても、依然として役立つ」と愚直に述べました。彼は1957年に「右派」とされたのにも関わらず、思想改造を否認していません。

張晋藩：これらの観点、立場、方法は今日に至っても依然としてやはりその作用をもつものであり、あなたの人生の価値は自己の立場に立つのか、それとも社会や集団のために立つのか、これは立場、立脚点の問題であります。あの時に学んだ唯物的弁証論の観点、実際から出発し、具体的問題に具体的分析をする観点などは、我々が一生学問をおこなうなかでも導きとなりました。もちろん、思想改造のいくらかの方式はよくありません。当時は大字報が流行していましたが、私を書いた「談話的階級制和継承性」は、法律の階級性は継承性を排除しないことを論述している。これは旧法観点であるとして、建物中に私を批判する大字報が貼り出される結果になりました。

王遂起：さらに引き継いで述べましょう。中国政法大学のいくつかの学科は非常に強力であり、例えば張晋藩教授が来てから作られた法律史学専門課程、これも非常に強力です。その他も院系調整の後から強力になりました。例えば刑事学科、そこには刑法、刑事訴訟法があり、これは院系調整の後に、次第に強化されていったのです。原因は、当時は階級闘

争をかなめとすることになっていたので、このため刑事学科の問題に対する研究や認識および教員隊列の構成のいずれもが強力でした。二つめは、民商法が一つとされ、改革開放以前は計画経済を実行していたので、一つの学科として述べれば、重要な位置を占めていませんでした。したがって、当時あっては効果を発揮していませんでしたが、それでも当時は人材を蓄積していました。改革開放が市場経済を行ってからは、蓄積した人材が効果を発揮しました。今では法制史、刑事学科、民商学科は政法大学にあっては、また全国レベルにあっては、とても強力であると言えるはずです。近年では、若い新生の勢力を育成しており、彼らもまた大いに発展しています。

張晋藩：現在の中国政法大学は1982年に計画され始め、成立時には中央の五つの部委が共同で成立を決定したものです。当時は一校三院、本科生院、研究生院、進修生院の三つの院は同ランクにあり、いずれも正式な大学レベルにあります。研究生院が成立した際に、中央が課した任務は、政法大学を法学研究の中心、法学教育の中心、法学図書資料の中心にしようというものです。1983年5月2日に中国政法大学が成立します。我々の法学教育は、改革開放後に至って、「普法」⁴⁰を実施し、全国から重視されました。1982年には法学教授が中共中央書記処で講義を行い、第一回講義は孫国華教授、第二回講義は私が担当しました。1995年には再度私が講義に行きました。今では、法学はすでに「顯学（有力な学問）」となりました。現在、法学界はいずれも中国法学の60年を検討し、総括しているところです。

砂山幸雄：孫国華先生にお伺いしたのですが、いつ頃から法律を学ばれ、どのような内容を勉強されておりましたでしょうか。

孫国華：私は1946年に朝陽大学に入学して法律を学び始めました。大陸法系の教科書が教材でした。あの頃は、国民党時期の教育でした。法理学やその他の各学科、例えば刑法中の直接故意、間接故意などはすべて学

40 法律常識、知識を普及、教育、宣伝活動を行う五カ年計画。1985年より「一五普法」が開始された。1985年11月に中宣部・司法部「關於向全体公民基本普及法律常識の五年規画」、全国人民代表大会の《關於在公民中基本普及法律常識的決議》がある。2011年は「六五普法」が開始される。

びました。私は主に学生運動をしていました。解放後、朝陽大学が接収管理され、中国政法大学が成立すると、そこで私は勤務に就くようになりました。元来は音楽を学びたい思っていたので、文化芸術工作団〔文工団〕に行きましたが、旧ソ連の専門家が来た後、一群の人びとは法律を学ぶために異動となりました。私は組織の配置〔分配〕に従い、人民大学に行って法学を学びに行くよう異動させられました。改革開放後、いくらかの効果を発揮しました。

砂山：北京政法学院の教員にあっては民主人士（民主党派に属している知識人）の比率や待遇はいかがでしょうか。

王遂起：北京大学から来た教授およびその他の大学教授や准教授はいずれも民主人士でした。北京政法学院の教授や准教授においては、民主人士が絶対多数の比率を占めていました。

孫国華：中国共産党内においてはいかに民主人士を配置するかは意見の分かれるところでした。1957年が分水嶺です。1957年以前は教職のポジションは民主人士が多く担当していました。1957年以降、状況に変化がありました。

張晋藩：知識分子の改造を研究するにはいくつかの段階に注意を払う必要があります。建国初期および1956年は知識分子の作用を発揮することがとても強調され、待遇も高まったのです。1956年以前は、民主人士の中の知識分子の政治待遇はかなり低いのですが、生活待遇はかなり手厚かったのです。1962年の広州会議⁴¹では周恩来と陳毅が知識分子の「脱帽加冕」を提起し、つまりブルジョア知識分子の「帽子（レッテル）」をとり、「労働人民」知識分子の冠を載せたのです、それにしたがって、知識分子の政治および生活待遇が改善されたのです。1962年以降は政治および生活待遇は谷底に転落していきました。

孫国華：忘れがたき1956年ですね。

砂山：華東政法学院の楊兆龍先生も法の継承性問題を提起していませんでしたか。

41 1962年2月から3月にかけて国家科学委員会が開催した全国科学技術工作会議。

張晋藩：そうです。彼は法の継承性問題を最初に提起しました⁴²。1956年の知識分子に対する政策は正確なものでした。しかし、57年、58年はダメでした。しかし、1962年には、広州の会議には、総理も行き、陳毅が知識分子のために「レッテルをはがして礼遇する（脱帽礼）」ことを提起しました、しかし65年から文化大革命に至った後は、ダメになりました。私たち当時の青年知識分子も知識分子の思想改造運動に参加しました。思想改造運動において宣揚されたマルクス・レーニン主義の唯物弁証法の観点および人民のために服務するところの思想は、私たちの学術思想および世界観、人生観の形成にとって「潜移默化」（知らず知らずの中に感化を受けて、自ずと考えを整えること）のプラスの影響を与えたのです。

王遂起：知識分子の問題では、知識分子の改造は厳格でしたが、生活面での待遇は非常に手厚かったです。61年、62年、あの困難な時期にあって、教授と院長は同じ竈で食事をしました。知識分子の政治思想に対する要求は厳しいですが、生活待遇は高かったです。

砂山：王先生はいつ大学に通われましたか。

王遂起：1957年です、私は先に教員となり、その後で大学で学びました。

吉川剛：「關於廢除国民党的六法全書與確定解放区的司法原則的指示」やそれを受けての華北人民政府訓令および「共同綱領」第17条の規定があります。また「中共中央關於進行司法改革應注意的幾個問題的指示」にも見られるように、旧法統および旧法を廃棄しました。では旧法人員の再教育はいかに実施されたのでしょうか。

王遂起：まず老教授に対して思想改造が進められ、ある方は引き続き政法分野の教授を引き続き担当され、ある方はその他の業務に配置転換され、ある方の場合には専門分野を変えました。

孫国華：旧法人員はまず先に学習し、その後で業務に配置されました。

張晋藩：1965年以前、政法院校はすべて学習のために派遣された幹部を学

42 楊兆龍「法律的階級性と継承性」、『楊兆龍法學文集』法律出版社、2005年4月第1版。同書注によれば原載は『華東政法學院學報』1956年12月。邦訳は楊兆龍著、西村幸次郎訳「法律の階級性と継承性」、『比較法學』7巻1号、137頁～156頁。

なお『楊兆龍法學文集』には院系調整および司法改革運動に言及した「法律界の党與非党之間」（原載は『文匯報』1957年5月8日）も収録されている、あわせて参照願いたい。

生として受け入れています。いずれも公安、検察、法院単位に勤務する幹部です。若い幹部はみな本科に入って学習し、老幹部は簡単な短期訓練班に参加し、一般に三ヶ月の学習をします。1965年になって人民大学はやっと高卒者を募集し始めたのです。あの時は法律系に進むことは難しかったのです。

吉川：法律系はなぜ「絶密」（絶対機密）学科と呼ばれたのでしょうか。

張晋藩：政法院校の学生に対する要求は、一般に、出身家庭がよいこと、政治的立場が堅固であること、思想が進歩していることが強調されます。つまり入学前の審査が厳格になされ、政治面で進歩していることが要求されました。

吉川：司法部は1959年に廃止でしたか。

張晋藩：そうです、1959年（4月28日）に廃止されました。

吉川：司法部初代の部長である史良の印象はいかがでしょうか。

張晋藩：抗日七君子の一人ですね。

孫国華：威信はとて高く、当時は彼らの待遇もとても手厚かった。1930年代、史良は「七君子」中の唯一の女性として法廷にその威信をとどろかせていました。そして司法部初代の部長を務めてからは、その威信はとて高いものでした。

吉川：1956年『民法問題論文集』が出版されました、この頃の民商法分野での状況はいかがでしょうか。

孫国華：民法分野は主としてソ連に学びました。1958年にはブルジョア法権が討論され、土地は労働に応じて分配され、土地は等価交換でした。

吉川：旧ソ連の専門家を師と為したことで言えば、聞いたところでは、旧ソ連の専門家が午前、教員の方々に講義を行い、午後は、その教員の方々が学生に授業をしたそうですね。

王遂起：あの時の論文集は、現在の研究とは非常に大きな区別があります。内容はソ連のものが多かった。1986年に民法通則が制定されましたが、つまり、中国には民法典はなかったけれども、大量の単行の法律・法規、最高人民法院の司法解釈および党の政策によって、民事法律関係を調整していました。1956年に出版された『民法問題論文集』は未見ですが、その出版時期からすると、内容は旧ソ連など社会主義国家の民法学に関

する論文集にほかならないでしょう。例えば1960年代の出版であれば、民法典制定の準備前なので、学術界の民法典に関する問題について検討する文章を集めた論文のはずです。

吉川：「公・検・法」は同じ一家と言われますが、卒業生の配分先はどうでしょうか。

王遂起：法院や検察院系統に多く配分されるのが主です。「公・検・法」は相互協力ではとてもよいのですが、相互制約ではあまり充分ではありません。

吉川：中国における法学はどこに向かうのでしょうか。

張晋藩：清末の西学東漸以来、西洋の法学に対して「単純な持ち込み」主義がとられました。新中国建国後では、また「一辺倒」に旧ソ連に学びました。このことはいずれも通り抜けられない道であることを歴史が証明しています。現在、中国は中国の特色ある社会主義法制を構築しているところであり、他の先進的法制を学ぶ必要があるばかりか、さらに中国の実際から出発して、法制建設の経験を総括し、自己の道を歩まねばなりません。中国の特色は自己の道を歩むところにあるのです。中華法系こそは、世界において、独自であり、周辺の家もその影響を深く受けました。法律であろうと、その他であろうと、民族としての特色もあって、ようやく世界的なものとなるでしょう。

吉川：先生方のお話を伺うことができ、大変勉強になりました。

砂山：お時間もせまりました。本日は貴重なお話を伺うことができまして、ありがとうございました。

建国初期中国における「知」の再編



写真1：左から孫国華先生、
王遂起先生、張晋藩先生



写真2：右端が砂山



写真3：左端が吉川

付記：本稿は、愛知大学国際問題研究所プロジェクト（研究代表：砂山幸雄）「中華人民共和国建国期における「知」の再編」（2008年度－2009年度）の研究結果の一部である。

（砂山幸雄・吉川 剛）

中文摘要：

建国初期新中国“知识结构”的重组：就政法院校院系调整的采访记录

摘要：本文由三个部分组成：解题 1、解题 2、座谈会发言记录。

解题 1 说明院系调整的概略并简单地回顾研究院系调整的历史，指出今后需要着重研究的三个方面：一、院系调整对中国的“学术知识结构”的影响；二、知识分子和政治权力之间的关系变化；三、苏联模式的引进和后来的变迁。

解题 2 说明在建国初期如何形成新的司法干部格局。此文主要关注培训在职政法干部(包括留用旧司法人员在内)，以及如何培养新的司法工作人员。了解当时的情况，从历史发展的角度来看院系调整，并对政法院校的历史进行了梳理。

第三部分是一次座谈会的发言记录。除访谈的两名笔者以外，参加这次座谈的是三位著名而资深望重的法律教授。他们都是从 50 年代起就从事法学工作的。即亲身经历并参加了当时的思想改造、院系调整、高等院校课程改革、改革学制等一系列的重组教育工作。主要内容如下：北京政法学院的创建，以此为主线，围绕法律教育领域的有关问题，进行了坦率的交谈。这些建国初期的一系列的改革，为新中国政法工作统一奠定了基础，具有重要影响与深远的历史意义。